

SSBJの審議動向

(第47回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年1月23日、第47回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、さまざまな利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2025年1月23日に開催された第47回サステナビリティ基準委員会で審議された事項は、以下のとおりです。

審議された事項

1. 指標の報告のための算定期間に関する取扱い*
2. コメント対応表（2024年11月公開草案）
3. 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案*
4. 「一般開示基準」の文案*
5. 「気候関連開示基準」の文案*
6. 「公表にあたって」の文案

***：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目**

本稿では、このうち、上記1（下線項目）について、解説します。

（参考）上記3から5の適用基準、一般基準、気候基準については、公開草案後の再審議等を踏まえた修文案が審議されています。また、上記6については、これらのサステナビリティ開示基準の公表のための「公表にあたって」の文案が審議されています（上記3から6のいずれも審議資料は非公開）。

1. 指標の報告のための算定期間に関する取扱い

SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) サステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表） ¹ の報告期間と、GHG排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、 <u>報告期間に係る排出量を算定することを求め、企業が温対法²により測定したGHG排出量を報告することを選択した場合の取扱いについての定め（気候基準案53項および54項）を削除する。</u>	有	気候基準案 ³ 53項、54項
(2) サステナビリティ関連財務開示の報告期間と、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、 <u>報告期間に係る指標を算定することを求める（適用基準案71項の削除および70項の修正）。</u>	有	適用基準案 ⁴ 70項、71項
(3) 解説記事等において、(1)および(2)により差異が生じる場合の対応（指標の算定期間を報告期間に合わせる方法）に関する情報を提供する。	-	-

指標の報告のための算定期間に関する取扱い

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、作成者の追加コストを回避する観点から、GHG排出量の測定にあたり、温対法による測定を選択する場合には、当局に提出した直近の温対法によるGHG排出量のデータを用いることを提案したうえで、当該データの算定期間と報告期間の差異が1年を超える場合には、追加の開示を求めることとしていました。

しかし、この公開草案に対しては、サステナビリティ関連財務開示の報告期間とGHG排出量の算定期間に差異が生じることにより、関連情報とのつながりが希薄となり、情報の有用性が低下する懸念があるとのコメントが寄せられました。

（再提案の公表および寄せられた主なコメント）

こうした利害関係者からの強い懸念を踏まえた審議の結果、SSBJは、公開草案の提案を修正することとし、次の内容の再提案⁵（公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」、以下同様）を公表してコメントを求めました（コメント期限：2025年1月10日）。

- GHGプロトコル⁶とは異なる方法により測定したGHG排出量を報告することを選択し、かつ、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と、GHG排出量の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係るGHG排出量の算定を求める（気候基準案53項および54項の削除）
- 企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係る指標の算定を求める（適用基準案71項の削除および70項の修正）

この再提案に対して、作成者から実務上の負担等を理由とした反対意見があったものの、利用者のみならず、一部の作成者、保証業務実施者、その他の利害関係者からの支持が改めて確認されました。

1 以下「サステナビリティ関連財務開示」という。

2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下同様）

3 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下同様）

4 サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下同様）

5 再提案の詳細は、『公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」の公表』をご確認ください。

6 温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）（以下同様）

(審議の方向性)

作成者の実務上の負荷に対する懸念については、見積りを用いた報告を行うことで、コストをコントロールしながら企業の実態を反映した有用な情報を提供することが可能と考えられることを踏まえ、主要な利用者のニーズとコスト対便益を総合的に考慮した結果、再提案の内容を維持し、GHG排出量（または指標）の算定期間をサステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせることを求める方向性で検討されています。

ただし、ISSBTM基準⁷との整合性の観点から、ISSB基準には記載がない「合理的な方法により期間調整を行う」という文言については、再提案から取り下げる（削除する）方向性で検討されています。

そのうえで、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と指標の報告のための算定期間（GHG排出量の算定期間を含む）との間に差異が生じる場合の対応（指標の算定期間を報告期間に合わせる方法）については、優先順位等を踏まえ、解説記事等⁸により情報を提供する方向性で検討されています。

(審議資料) [第47回サステナリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-2](#)

7 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」（以下同様）

8 再提案と併せてSSBJ事務局より公表された解説記事のドラフト「【参考資料】 期間調整を行う場合の合理的な方法の例（案）」に相当する文書であることが審議において示されている。

(参考) これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針
第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会） 産業横断的指標等（資本投下） 産業横断的指標等（報酬） 用語の修正（「金額」）
第39回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月19日)	ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱い IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定め取扱い
第40回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月3日)	スコープ1およびスコープ2温室効果ガス（GHG）排出に関する開示 スコープ3GHG排出に関する開示 スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示 GHGの種類別の開示 GHG排出の測定に用いる排出係数 内部炭素価格 表示単位および端数処理
第41回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月16日)	レジリエンスの評価 公表承認日および後発事象 法令で別段の定めを置いている場合 期中に企業結合が生じた場合
第42回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月30日)	気候基準案51項に関する検討 地球温暖化係数に関する取扱い 気候基準案53項および54項に関する検討 気候基準案52項および64項に関する検討 つながりのある情報と後発事象 コメント対応表
第43回サステナビリティ基準委員会 (2024年11月14日)	適用基準案70項に関する検討 適用基準案71項に関する検討 測定アプローチに関連する開示の検討 ファイナンスド・エミッション コメント対応表 指標の報告のための算定期間に関する再提案（文案検討）
第44回サステナビリティ基準委員会 (2024年11月28日)	「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」 自発的なフル適用の場合における別段の定め 経過措置 当委員会の補足文書とするIFRS S1号及びIFRS S2号の付属ガイダンス、並びにISSBの教育的文書 コメント対応表
第45回サステナビリティ基準委員会 (2024年12月16日)	確定基準公表後の対応 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 「一般開示基準」の文案
第46回サステナビリティ基準委員会 (2024年12月26日)	「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 「一般開示基準」の文案 「気候関連開示基準」の文案

■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しようとしておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))